

東広島市防災用品購入補助金制度 Q&A ※随時更新

Q 1	事業概要を教えてください	A 1	市民（要支援者）の災害時の備えの充実を図るため、防災用品の購入費用を一部補助します。手続きは、防災用品購入前の申請が必要です。また、補助金交付は補助対象者1名につき、1回限りとさせていただきます。
Q 2	補助対象者は？	A 2	<p>本市の住民基本台帳に記録されている、かつ、納期限の到来している市税(延滞金を含む。)を滞納していない方のうち、下記いずれかに当てはまっている方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の一人暮らしの方 ・ 介護保険の要介護4以上の認定者 ・ 身体障がい者手帳1級または2級の方 ・ 療育手帳○AまたはAの方 ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
Q 3	補助対象者の選定理由は？	A 3	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難時に支援が必要な方を「避難行動要支援者」として市が定めている、5つの要件になります。

Q 4	代理申請（委任）は可能？	A 4	<p>可能です。ご家族はもちろん、民生委員、自治会、福祉施設等、申請の際に委任状に記載していただければ、原則どなたからの代理申請も受け付けます。福祉施設から代理申請いただくこともできますが、福祉施設として必要なものではなく、あくまで対象者本人にとって必要なものを購入してください。住民自治協議会等でまとめて申請いただくことも可能ですが、これらの場合は以下の点に注意しながら、申請、実績報告等の事務手続きは1名単位で行うようにしてください。</p> <p>例) 自治会で対象者をまとめて、10名分まとめて申請したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書、変更申請書、実績報告書等は1名につき1部必要 <p>この場合、各10部ずつ書類が必要です。10名分を1つの申請書にまとめて申請することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の購入も個々で行う <p>10名全員分の補助金をまとめて、20万円の感震ブレーカー等を購入することはできません。領収書等は1名分の補助につき、1枚発行してください。</p>
Q 5	自身による申請、または代理申請のいずれも難しい場合は？	A 5	危機管理課（電話082-420-0400）までご相談ください。
Q 6	補助回数について、補助対象者1名につき、1回限りとは1年度あたり1回ということ？	A 6	補助回数については、年度に限らず1度限りとしています。その理由は、こうした補助金の活用により、実際に備蓄を進めることで、多くの市民の皆さんに、いざというときの備えの必要性を認識するきっかけにしたいからです。
Q 7	この補助金制度は令和6年度だけ？	A 7	予算の都合もありますが、できる限り来年度以降も続けていきたいと思っています。
Q 8	補助対象品目を教えて	A 8	<p>申請書の購入品目内訳表またはチラシの補助対象品目一覧のとおりです。</p> <p>ただし、一覧に記載がない品目であっても、補助対象者にとって災害時に必要なものであると判断できれば、できるだけ幅広く補助対象とする予定です。申請書の購入品目内訳表にその他購入品名と購入理由を記載して申請いただければ、危機管理課で補助の可否について審査を行います。補助対象とならなかった場合は、危機管理課からご連絡させていただきます。補助対象となるか疑問に思われた場合は、危機管理課（082-420-0400）までご連絡ください。</p>

Q 9	一覧にない補助対象品目とはどんなもの？	A 9	例えば、眼鏡、補聴器、入れ歯等があげられます。これらのものは普段使っているものの予備として、非常用持出袋の中に入れていただくことを条件に補助対象とします。また、おむつ等の消耗品に関しては、非常用持出袋の中に入れていただく、またはローリングストック（使ったら買い足すを繰り返す備蓄方法）していただくことを条件として補助対象とします。その他ものに関しても、申請書に理由を添えて提出していただくと、危機管理課で審査を行います。
Q 10	補助金の額は？	A 10	補助上限額を10,000円とし、防災用品購入経費の2分の1を予算の範囲内で補助しますが、当該額の1,000円未満は切り捨てます。例) 15,000円分防災用品を購入→7,000円の補助金を交付 ※申請は税込価格で行ってください。工事費、手数料及び送料は補助対象外です。
Q 11	防災用品の購入方法は？	A 11	店舗購入、インターネットショッピング等、領収書が発行されるものであれば、手段は問いません。インターネットショッピングで購入した場合は、決済画面等の何をいくらで購入したかわかるものが必要になります。スクリーンショット等でも構いません。ただし、中古品等を販売するフリーマーケットサイト等での購入等、中古品は品質の観点に問題が発生する可能性があるため、不可とします。必ず新品を購入してください。また、ふるさと納税の返礼品等で防災用品を入手した場合も補助対象外です。

Q 12	申請の方法を教えてください。	A 12	<p>申請方法は電子、郵送、持参の3通りあります。</p> <p>(電子申請の場合) ホームページ掲載のURLまたはQRコードから申請してください。</p> <p>(郵送の場合) 以下の書類を用意し、危機管理課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 総務部危機管理課）までご郵送ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の補助金交付申請書（別記様式第1号） ・ 見積書、カタログ等購入予定機器の金額がわかる書類の写しの添付書類※必要な場合のみ <p>申請書の購入品目一覧にないものを購入される場合のみ、見積書やカタログ等の購入品目の詳細、金額がわかる書類を添付してください。一覧にあるもののみを購入される場合は不要です。</p> <p>※市が住民基本台帳や市税の納付状況を調査することに同意していただけない場合は、ご自身で証明書類を準備して、併せて市へ提出してください。</p> <p>(持参の場合) 本庁危機管理課または各支所・出張所へ必要書類を持参してください。</p> <p>申請受付期間：令和6年5月1日（水）～令和6年12月27日（金） ※予算に達し次第、受付終了します。受付状況は危機管理課のホームページ等で公開します。</p>
Q 13	施設に完全入居または入退去を繰り返している場合は、補助対象となるか。	A 13	対象になりますが、いくつか注意点があります。Q4をご参照ください。
Q 14	補助金交付申請時には、交付の対象だったが、完全施設入所になり、補助金交付対象外となってしまった。その場合、防災用品はどうすれば？	A 14	ご家族、支援者等で有効活用してください。

Q 15	補助対象品目を平時に使ってもいい？（ラジオ、テント等）	A 15	品目にもよりますが、基本、平常時から、ご使用いただいて構いません。普段から使っておくことで、災害時もスムーズに使用することができます。ただし、携帯ラジオ等は使用後に必ず持出袋に戻していただく等、災害時にすぐ使用できるよう十分な管理を行ってください。また、Q9で紹介した入れ歯や補聴器等に関しては、平常時にご自身で持たれているものをご使用いただき、今回の補助金事業で購入したものは持出袋に常時入れておくようにしてください。オムツ等に関しては普段は使わず、決まった場所に備蓄していただいても、ローリングストック（使ったら買い足すを繰り返して、比較的新しいものを一定量備蓄しておくこと）をしていただいても、どちらでも構いません。
Q 16	見積書やカタログはどこで入手できる？	A 16	業者に対し、欲しいものを選定して、それらの見積依頼をしていただくと見積書を発行してもらえます。カタログはインターネット・もしくは資料請求等でご覧いただけます。また、通販サイト等のスクリーンショットでも構いません。紙媒体の見積書やカタログ等を使用する場合は、スキャンしたデータ（電子申請の場合）やコピーを提出してください。その場合、購入予定品目がわかるように該当箇所を○で囲む等をしてください。
Q 17	補助手続きの流れの中で、実際に購入できるのはいつ？事前にインターネット通販等の申し込みをしてもいい？	A 17	交付決定通知を受け取ってから、90日以内に購入してください。交付決定通知を受ける前に購入してしまうと、補助金を交付することができません。そのため、申請の段階では、購入品目の選定のみ行い、購入はしないでください。

<p>Q 18</p>	<p>申請内容から防災用品購入品目を変更したいときは？</p>	<p>A 18</p>	<p>申請内容から変更がある場合は、防災用品購入前に変更申請が必要となる場合があります。変更決定がされていない状態で、防災用品を購入した場合は、補助金が交付できません。</p> <p>以下の書類を用意し、本庁危機管理課または各支所・出張所まで持参いただくか、危機管理課までご郵送ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の補助金変更承認申請書（別記様式第1号） ・ <p>変更申請が必要になるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定額の増額が必要な場合 ・ 補助交付決定額の減額（20%以上）がある場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 補助金交付決定額の増額が必要な場合</p> <p>（例）当初15,000円（補助額7,000円）のものを購入予定だったが、値上がりしたため、20,000円（補助額10,000円）で購入するように変更したい。</p> <p>→補助決定額が7,000円から10,000円に変更</p> <p>交付決定額が増額する場合は、その金額の大小にかかわらず、変更申請が必要です。</p> <p>ただし、予算の都合上、増額にお答えできない場合があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2 補助金交付決定額の20%を超える減額がある場合</p> <p>（例）当初補助対象経費20,000円（補助額10,000円）で交付決定を受けたが、値下がり等により、申請時よりも安く購入できることになったため、補助対象経費10,000円（補助額5,000円）になる。</p> <p>→交付決定額が10,000円から5,000円に減額になっており、これは補助金交付決定額の50%の減額になるため、20%を超える減額にあたります。</p> <p>※ただし、余ったお金で申請時には記載をしてない他の防災用品を購入することも可能です。それによって減額が20%以下になる場合は変更申請が不要になります。</p> </div>
-------------	---------------------------------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q 19	購入予定の防災用品が申請時点よりも安く防災用品が手に入るようになった場合、余ったお金で他の防災用品を購入してもいい？	A 19	問題はありません。ただし、申請書の対象用品一覧に記載のないものを購入する場合は、一度危機管理課までご相談ください。20%を超える補助金の減額があった場合は、変更申請が必要になるため、このような場合は、このように余ったお金で他の防災用品を購入していただく方法をおすすめします。
Q 20	実績報告書の提出はいつ？	A 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日まで ・ 交付決定があった日の属する年度の末日 <p>上記いずれか早い日までに実績報告書を提出してください。</p> <p>補助事業が完了した日とは防災用品の領収日を指します。納品や支払いが複数回に分けて行われた場合、最後の領収日が補助事業の完了日になります。</p>